

2019年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

行政法

本問は、近年裁判例の多い、地方公務員の懲戒免職事例を取り上げている。解答者は、これらの処分に関わる基本的な判例の立場を確認しつつ、資料に掲げられた地方公務員法の関連する条文、及び設例に見る通知文書が、知事による裁量の適正な行使にどのような意味を持つのかを考えて、X に対する本件処分の取消しを求めるための主張を立てなければならない。より具体的には、例えば、次の通りである。

第一に、飲酒運転による事故報道には、一般職の公務員たる職員が運転者であった悪質な事例まで含まれており、飲酒運転の中でも、公務員によるものへの非難が強い。このような状況の下、職員の飲酒運転が、公務の内外を問わず、地方公務員法（以下「法」という。）29条1項3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に当たり、又は法33条の信用失墜行為禁止に違反し、法29条1項1号に該当することにより、懲戒処分の要件を充たすことは、否定できない。

第二に、法は、重さの異なる四種の懲戒処分を定めているところ、その選択の基準については特段の定めを置いておらず、法の懲戒事由がある場合に、知事が懲戒を行うとして、いかなる処分を選択するかについては、裁量が認められる。言い換えると、職員の指揮監督の衝に当たる知事が、懲戒事由に応じて処分を行った場合には、法が裁量権を付与した目的を逸脱し、社会通念（観念）上著しく妥当を欠くことにより、その処分が裁量権の濫用と認められる場合に限り違法となる（神戸税関事件最判）、とされている。

しかし第三に、懲戒処分のうち免職は、懲戒の中で最も重く、職員の地位を剥奪し、退職手当の制限等の法効果をも相伴うものであり、その発動については、とりわけ慎重さが求められる。激しい争議行為の主導が消極的に評価された神戸税関事件と、設例のような事案では、全く同列に論じることはできない。飲酒運転は、一般には悪質な行為であり、ことに知事通知による周知徹底の後はそのようであるが、設例の場合、X は、元々、運転のため車中にいたものではなく、突然に目を覚まされる事態に動転してその場から運転により移動したのであり、飲酒運転についての故意が認められない可能性もある。加えて、運転は低速で平穏になされたもので、事故はなく、以後の警察や上司への対応にも、問題は認められない。X にとって不利益に考慮される、従前の処分歴も存在しない。そうすると、このように、飲酒運転といえども、責められるべき事情の乏しい特殊な事案について免職を選択するのは、判例の定式を前提としても、社会通念上著しく妥当を欠く、と解すべきである。

なお、本件通知の引用部分は、行政手続法の適用を受ける処分基準ではないが（同法3条1項柱書き及び同条同項9号による、同法12条の適用除外を参照）、処分基準と同様、一般的な公正さのために処分の通常の水準を定める行政規則と考えられる。もっとも、その性質

上、文字通り画一的な基準を定めて適用できるものではなく、これにより、いかなる飲酒運転でも一律に免職処分、とすることはできない。実際、本件通知自身、このことを前提としており、上記の事情の下、Xのケースは、まさに、通知の文言にいう「当別な事情」のある場合に当たる、と言うべきである。

——以上のような記述を、限られた解答時間で不足なく行うのは困難であるから、基本的な重要事項を述べている答案であれば、行政法についての合格水準に達したものとして評価している。なお、設例の作成に当たって参考としたのは、秋田地判平 26・10・31（平 25 年（行ウ）第 8 号）（LEX/DB 25505107）である。